

# 暮らしのお知らせ

## ジェネリック医薬品

### 差額通知を9月下旬に送付

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間を過ぎた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、「ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知」を9月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

通知の対象は40歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。



#### 平成25年度の削減効果

○通知を送付した人数：4,050人

○ジェネリック医薬品に切り替え  
た人数：595人

○削減額：838万4,589円

○切り替えた人1人当たりの軽減額：約4,200円

通知を希望しない人は、9月12日(金)までに保険年金課に連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は、必要ありません。ジェネリック医薬品へ切り替える際は医師や薬剤師に相談し、検討をお願いします。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

#### 迷惑駐車

一人一人の心掛けでなくしましょう

消火栓・曲がり角・車庫の出入

り口付近などに止めることは、日常生活に重大な影響を及ぼします。迷惑駐車は消防車や救急車などの緊急車両の通行の妨げになります。

最近、駅周辺や住宅街などでこのような迷惑駐車が行われ、取り締まりの強化を求める要請や苦情が後を絶ちません。

市では、街頭での啓発などを行い、運転者の意識改革を訴え、警察署に取り締まりの要請をしています。

しかし、迷惑駐車をなくするのは最終的には運転者一人一人のモラルや良心です。地域の住民同士でも互いに注意し合って、迷惑駐車をなくしていきましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

#### 道路に出た樹木や倒木

##### 伐採や枝払い

車道や歩道に張り出している樹木や倒木などは、歩行者や自動車などの通行の妨げとなり、事故が発生した場合、土地の所有者が賠

償責任を問われる場合があります。

次に当てはまる土地を所有している人は、早急に樹木の伐採や枝払いなどをお願いします。

○車道や歩道に樹木や枝が張り出している  
○樹木や竹の倒木による通行の障害がある

○樹木や枝が標識を覆っている

※くわしくは、市道については道路管理課(☎20・1551)、国道・県道については成田土木事務所管理課(☎26・4832)、国道51号線については、千葉国道事務所酒々井出張所(☎043・496・5171)へ。

#### 市内の農産物などの放射性物質検査の結果

7・8月に検査した野菜・果樹・米は、放射性物質が基準値以下でした。

##### 県の精密検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計*1
サツマイモ	7月22日	検出せず(4.7未満)*2	検出せず(5.8未満)	検出せず
ナシ	7月22日	検出せず(6.9未満)	検出せず(4.7未満)	検出せず
レンコン	8月 5日	検出せず(3.6未満)	検出せず(3.6未満)	検出せず
米	8月11日	検出せず(1.8未満)	検出せず(2.5未満)	検出せず

##### 市の簡易検査の結果

単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム134と137の合計
米	8月18日	検出せず(10.8未満)	検出せず(9.6未満)	検出せず
米	8月19日	検出せず(8.3未満)	検出せず(7.36未満)	検出せず

\*1 放射性セシウムの合計は、セシウム134とセシウム137を合算して有効数字2桁に四捨五入したもの

\*2 「検出せず」とは、検出限界値未満であることを示す。検体の測定時における検出限界値はかつこの数字

基準値 ○一般食品…放射性セシウム 100ベクレル/kg

##### 米農家の皆さんへ

千葉県産の米は、過去、基準値を超える放射性物質が検出されていないことから、出荷などの自粛要請は行っていません。

※くわしくは農政課(☎20-1541)へ。



# 市長日誌

8月1日～15日

1日	[折り鶴平和プロジェクト]折り鶴平和使節団・千羽鶴出発式 春秋航空日本 佐賀＝成田線就航記念交流会 オールナイトハイク
2日	全国高等学校総合体育大会柔道男子開会式
3日	戦没英霊・新盆精霊東日本大震災被災物故者追悼流灯会
4日	全国高等学校総合体育大会柔道女子開会式 成田の地域遺産写真展「世界遺産とユネスコ活動展」 西大須賀騒音実体験
5日	[災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書]締結式
6日	全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会開会式
8日	高齢者クラブ連合会創立50周年記念大会
9日	環境講演会
10日	全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会閉会式



開会式であいさつ(4日)

## 市内の放射線量測定結果

国の目標値は0.23マイクロシーベルト/時です。

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ		
		1m	0.5m	0.05m
市役所(花崎町)	8月 4日	0.09	0.10	0.10
	8月11日	0.08	0.08	0.09
下総支所(猿山)	8月 4日	0.10	0.10	0.10
	8月11日	0.10	0.11	0.10
大栄支所(松子)	8月 4日	0.07	0.07	0.07
	8月11日	0.07	0.07	0.08
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	8月 4日	0.09	0.08	0.09
	8月11日	0.08	0.09	0.07
幡谷大気測定局(久住体育館隣)	8月 4日	0.08	0.09	0.09
	8月11日	0.09	0.08	0.09

※各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

### 臨時福祉給付金

#### 決定通知書の送付は受け付けから2カ月後

臨時福祉給付金を申請した人には、受け付けの約2カ月後に決定(却下)通知書を送ります。

※くわしくは月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時に臨時福祉給付金専用ダイヤル(☎20・1900)へ。

### 中小企業資金融資制度

#### 円滑な経営のために

対象は中小企業、新たに事業を始める人

#### 資金の種類と限度額

○一般事業資金・環境経営支援資金：設備3、000万円・運転1、500万円

○事業転換資金・創業支援資金

：設備1、500万円・運転750万円

○小口零細企業保証制度事業資金

：設備・運転750万円

○季節資金：300万円

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

### 転入・転出・転居届

#### 市民課または支所へ

引っ越しなどにより住所が変わるときは、市民課(市役所1階)、

下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

届け出は原則として本人または

同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所が変わった(変わ

る)日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して記入できるようにしてください。

届け出時に窓口に来た人の本人確認をしますので住民基本台帳

カード(住基カード)・運転免許

証・パスポートなどを持ってきて

ください。外国人住民は在留カー

ドまたは特別永住者証明書を持っ

てきてください。

住基カードを持っている人は、

転入のときに転出証明書の添付が

省略できる転入届の特例が受けら

れます。

転入届

市外から成田市に移したときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町

村が発行した転出証明書(転入

届の特例を受ける人は不要・住

年金手帳(加入している人)・住

基カード(持っている人)

### 転出届

成田市から市外に移るときは、転出届を提出してください。転出

証明書が発行されます。住基カー

ドを持っている人は、転出証明書

が発行されません。

○必要なもの：国民健康保険証・

介護保険証・後期高齢者医療保

険証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可

能です。

転居届

市内で住所を移したときは、14日以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・

介護保険証・後期高齢者医療保

険証・年金手帳(いずれも加入

している人)・住基カード(持っ

ている人)

世帯主変更届

世帯主が変わったときは、14日

以内に手続きしてください。

○必要なもの：国民健康保険証

(加入している人)

※くわしくは市民課(☎20・15

25)、下総支所(☎96・1111

3)、大栄支所(☎73・8066)へ。

**小中学校の通学区域  
指定学校変更・区域外就学  
の申し出は早めに**

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則です。ただし、事情があって学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が認められることがあります。

**指定学校変更**：市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立小中学校への通学を認める

**区域外就学**：市外に住む児童・生徒に対して、市立小中学校への通学を認める

指定学校変更や区域外就学の要件は左表の通りです。新年度からこの制度を利用したい人は学務課(市役所5階)へ早めに申し出てくださいます。

**新1年生の指定学校変更**

来年度、小学校へ入学する新1年生で指定学校変更を希望する人は、就学時健康診断の通知を持って学務課へ申し出てください。

申し出が遅くなると就学前児童を対象とした学校での行事に参加できないことがあります。

**部活動を理由とする指定学校変更**  
指定学校に希望する部活動がないため、該当する最寄りの中学校への通学を希望する人は、9月16

**指定学校変更・区域外就学の要件**

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合*1	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
児童ホームに通う場合*2	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
特別支援学級就学に伴う場合	○	—
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合	○	—
指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合*1・*3	○	—

\*1 成田中と西中では、教室が不足するため、この要件での変更はできません  
\*2 変更となる可能性があります  
\*3 市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

公共下水道は、トイレの水洗いや生活雑排水の排除といった生活環境の改善のほか、川や海などの水質浄化、浸水などの災害対策のために、欠かせない施設です。

**正しい使用を心掛けて**

9月10日は「下水道の日」

平成27年度は、成田中学校と西中学校では教室が不足するため、部活動や通学距離を理由とした両校への指定学校変更はできません。  
※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。



日(火)10月31日(金)に申し出てください。11月の指定した日に親子で部活動を参観し、最終の意思確認を行います。

入学後に希望した部活動を変更することは認められませんので、家庭で十分話し合ってから申請してください。

わたしたちの暮らしや環境を守るため、次のことを守り、正しく使用しましょう。

- 調理くず・油・雨水・水に溶けない物を流さない
- 洗剤は使い過ぎない
- ※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

**市立小中学校**

**平成27年度の教科書が決まりました**

小学校で平成27年度に使用する教科書が左表の通り決まりました。

小学校用教科書	
科目	発行者
国語	教育出版
書写	教育出版
社会	東京書籍
地図	東京書籍
算数	東京書籍
理科	大日本図書
生活	大日本図書
音楽	教育出版
図工	開隆堂
家庭	開隆堂
保健	大日本図書

中学校では平成26年度と同じ教科書を使用します。

また、小中学校の特別支援学級で、一人一人の障がいの状況に応じて教科書として使用できる一般図書は、県教育委員会の候補図書の中から115冊が決まりました。  
※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。